

## 会 議 録

会 議 名 平成22年度第1回北杜市国民健康保険運営協議会  
開催日時 平成22年6月11日（金） 午前10時  
開催場所 北杜市役所 西館特別会議室  
出席者 委員15名 市長 事務局5名 計21名  
委 員：馬場君忠、篠原義典、浅川豊和、高橋勝彦、中島千代子、進藤初子、  
名取千裕、長坂茂、萩原武一、赤岡直樹、長田伯雄、田中勝海、清水金富、  
日向征史、保坂悟  
事 務 局：比奈田市民部長、赤岡市民課長  
国保年金担当 進藤、加藤、収納課収納担当 加藤

### 議 題

- 1) 北杜市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- 2) 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 3) 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について
- 4) 平成22年度国民健康保険税本算定について
- 5) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 6) その他

公開・非公開の別 公開  
傍聴人の数 0名

### 審議内容

1. 開会のことば  
(事務局)
  - ・会議出席のお礼
2. 委嘱状交付
  - ・市長が、平成22年3月31日で任期満了となった委員、被用者保険を代表する委員のうち人事異動による後任者計4名に委嘱状を交付。(2名欠席)
3. 市長あいさつ
  - ・会議出席へのお礼
  - ・本日提案されている案件について、また国保財政の現状を説明し慎重な審議と今後も委員へのさらなる協力を依頼。

市長退席

議事前に事務局の紹介（市民部長以下4名）

出席者数の報告 15名 運営協議会規則第5条により2分の1以上の定足数に達していることから会議が成立することを報告する。

運営協議会規則第3条により会長が議長となるが、現時点で会長不在のため田中職務代理人に議長をお願いする。

#### 4. 議事

- ・議長より進行についての協力依頼の後、会議録署名委員の24番日向征史委員、26番保坂 悟委員、1番馬場君忠委員の3名を指名し議事を進行する。

（議長）

##### 1) 北杜市国民健康保険運営協議会会長の選出について事務局に説明を求める

（事務局）

- ・これまでの任期の経緯を説明のもと、今回任期の統一を図ることを説明し、任期が11月30日までであることから清水金富委員の会長再任案として説明する。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので第1号案件について採択を求め、異議なしで原案のとおり承認される。

職務代理人と会長が議長席交代後、会長より任期終了まで短い間であるが、各委員の協力のもと責務を果たしていきたいとのあいさつの後議事へ戻る。

##### 2) 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局に説明を求める

（事務局）

- ・北杜市国民健康保険の状況、資料の一部訂正について説明し、平成20年度決算と平成21年度決算見込みの比較、および平成22年度予算について歳入、歳出の説明。

歳入

- ・国庫負担金は、療養給付費等負担金現年分が保険給付費等の拠出増に伴い約1億4百万円、療養給付費等負担金の過年度精算分が約3千百万円、高額医療費共同事業負担金が約2百40万円、特定健診等負担金が約18万円前年比増となる。
- ・国庫補助金は、調整交付金が約4千3百万円、介護従事者処遇改善特例交付金が約5百30万円、出産育児一時金補助が50万円前年比増となる。

- ・療養給付費交付金は、医療給付費の減によるもの。
- ・前期高齢者交付金は、前期高齢者の国保加入者の増によるもの。
- ・県支出金は、共同事業拠出金持ち出し増加に伴う補填により高額共同事業の負担金が約 2 百 40 万、特定健診等負担金が約 37 万円前年比増。県単老人分が約 42 万円、調整交付金が約 9 千 3 百万前年比減。特に特別調整交付金の補助率が 1/2 になったことや共同事業拠出金に係る持ち出しの算定交付の補助額の減によるもの。
- ・高額医療費共同事業交付金は、約 5 千万円、保険財政共同安定化事業交付金は高額医療給付費等の拠出増により約 1 億 2 千 7 百万円前年比増となる。
- ・保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分として市より繰入。
- ・出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金 38 万円の 2/3、国庫補助上乗せ分 4 万円の 1/2×1/3 の繰入。前年比減は出産数の減によるもの。
- ・財政安定化支援繰入金は、低所得者、病床数により増。
- ・老人医療費対策事業繰入金は、県単老人医療制度の波及による増。補助金 3/5 の残 2/5 を繰入。
- ・乳幼児医療等対策事業繰入金は、乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療制度の窓口無料化に伴う波及増によるもの。

#### 歳出

- ・療養給付費は、退職分の療養給付費、療養費が約 7 千 4 百万円前年比減であるが、一般分が約 3 億 5 千 5 百万円増となっている。
- ・高額療養費等給付費は、限度額を超えた高額療養費の給付として、退職分は約 6 百 50 万円前年比減であるが、一般分が 7 千 7 百万円ほど増となっている。
- ・出産育児諸費は、10 月に額の改定があり、改定前の正常分娩分 38 万円は 25 件、異常分娩 35 万円は 2 件、改定後の正常分娩 42 万円が 21 件、異常分娩 39 万円は 1 件の合計 49 件。平成 20 年度は 60 件。
- ・葬祭諸費は、1 件 5 万円の 75 件。平成 20 年度は 130 件。
- ・後期高齢者支援金は、加入者一人当たりの負担額と加入者数増加による増。
- ・前期高齢者納付金は、前年度は負担調整により減額されていたが、その負担調整がなくなったことによる増。
- ・老人保健拠出金は、老人医療費、加入率から前々年度確定精算による減。
- ・共同事業拠出金は、高額医療費分は過去 3 年の拠出状況と県基準対象額での調整、保険財政共同安定化事業拠出金は国保連から拠出額が示され増額となった。
- ・保険事業費は、特定健診の保健指導対象者の増加による委託料の増。
- ・公債費は、平成 19 年度に過大交付された普通調整交付金の返還により増。
- ・繰出金は、直営診療施設の運営に係る特別に要した費用として、県より交付され

た特別調整交付金を甲陽、塩川両病院へ繰出した。

(議長)

- ・事務局の説明に対して、委員の意見を求める

(委員)

- ・歳入の基金の1億円について、歳出の公債費についてはどのような内容なのか。

(事務局)

- ・平成20年度の基金取り崩しは0円であったが、平成21年度は1億円を取り崩さなければ医療給付費の支払いができない状態であった。

(事務局)

- ・公債費は平成19年度県の調整交付金の過大交付による返納金であり、平成21年度から5年間の返納となる。

(委員)

- ・高額療養費は基準があって計上されているものなのか。

(事務局)

- ・1ヵ月あたりの医療費の自己負担額が一定額を超えて支払った場合、また限度額適用認定証によりその超えた額を国民健康保険から負担するものある。

(委員)

- ・心臓のペースメーカー植込み術等だと500万円ほどかかるとも聞く、その他にも高額な人工透析を含めると療養費の1割位を占めているのではないかと思うが、人工透析者の数が分かるか、生涯治療が必要で今後も透析を受ける者は増えていくと思うが、決算上の数字でなくそういった実情も詳細で分かりやすい資料のもとで今後この審議委員会で知る必要があるのではないか。

(事務局)

- ・ここ2~3年は医療費が伸びている状況である。この原因は何であるのか、60歳を越えた被保険者、高齢者の医療費の動向や、高額な人工透析の患者も含めた分析をしていかななくてはならない状況であることは理解しており、そのような作業も今進めているところである。今回は決算ということから滞りなく支出が行われていることを確認いただき承認をいただくことであるが、状況の細かい説明のもと理解いただくことはとても重要であると考えている。今後については療養費等支給の詳細、傾向等の資料を用意したいと考えている。

(委員)

- ・数字での比較は分かりづらいので、皆に理解できるグラフでの資料を願いたい。

(議長)

- ・次回より皆に理解できる資料の添付をお願いしたい。本日の会議資料についても送付をお願いしたい。

議長がその他意見を求める。

(委員)

- ・市民部長より医療給付費が伸びているとの説明があったが、本来はそれが税金に波及しなければならないところ税率は据え置きとのことである。確認であるが基金の取り崩しを平成 21 年度は 1 億円、平成 22 年度は 2 億 5 千万円と増やしているが、平成 21 年度の基金残額が約 5 億 1 千 3 百万円、平成 22 年度の見込み残額が約 2 億 6 千 3 百万円となっている。これに対し、平成 21 年度の繰越金が 1 億 7 千 2 百万円ほどあるがこれを基金に加えると 4 億 3 千 5 百万円ほどになり実際の目減りは 6 千 5 百万円ほどと考えるがそれでよいか。

(事務局)

- ・繰越金は基金への上積みはせず、会計への歳入となります。

(委員)

- ・通常の医療費給付等の財源となる考え方でよいか。

(事務局)

- ・そうです。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

- ・前回も意見を述べたが、国保の運営について基金が年々減り平成 22 年度には 2 億 5 千万円となり今後が心配である。また、歳出の状況を見ると医療費他あらゆるものが増えている状況で来年度は運営がどうなるか危惧している。北杜市も高齢化率が高く医療費が掛かっているのは皆分かっている中で、このままの収支であれば、来年か再来年には基金も底をついてしまう。今アクションを起こし対策を考えていかなければ、歳出のサービスを低下させるか、保険税を上げ収入を増やすしかないと考えるが、このことについて事務局はどう考えるか。

(事務局)

- ・異動に伴い現在の状況を知り危惧しているところで、副市長へ現状を相談したところである。現在の収支状況から単純計算すると、平成 23 年度の取り崩し状況によっては基金も無くなってしまうことも想定されるが、2 年前に老人医療が後期高齢者医療に移行されたことに伴い、国保会計からの拠出額や、被保険者数の変動による給付費や交付金の傾向を長期的につかめていない背景もあることから、今年度の保険税は据え置きとした経緯もある。しかしながら医療給付費も増加傾向にあることから、今年度は医療費抑制について広報等で周知、促した中で、平成 22 年度の決算状況を見ながら税率については協議会へ相談した上で策を講じたいと考えている。(参考として甲府市の来年度予算からの前借的な充用につい

て説明する。)

(議長)

- ・実際のところ後 3、4 年すると大変なことになりそうな気がするので早く見通しを立てていただきたい。

(委員)

- ・4 年ほど前に医療費が足りないということで、段階的なグラフを用いた資料で承認を受けていると思う。その際には 1 年、2 年目は何とかやっているとの見通しだった。また 75 歳以上の被保険者が後期高齢者へ移行することにより、2 年ほど税率は上がってないが、基本的に税率が上がるということで答弁を受けているのでもう一度確認をお願いしたい。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので第 2 号議案ならび第 3 号案件の採択を求めるが、異議なしで原案のとおり承認される。

4) 平成 22 年度国民健康保険税本算定について事務局に説明を求める。

(事務局)

- ・保険税算出の所得割、試算割、均等割、平等割の構成について平成 22 年度も変更せず、地方税法の一部改正に伴い医療分と後期高齢者支援分の課税限度額が引き上げられた旨の説明と、各構成の課税標準額について前年度と比較し試算の説明。

(委員)

- ・按分率の計算について資料の計算式だと按分率は計算されないので、正しい計算方法の記載について提案。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので第 4 号案件の採択を求めるが、異議なしで原案のとおり承認される。

5) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について事務局に意見を求める。

(事務局)

- ・地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の基礎課税額が 47 万円から 50 万円、後期高齢者支援金等課税額が 12 万円から 13 万円に引き上げ、また非自発的な理由により離職し、要件を満たしている者が国保加入の際の国保税の負担軽減策が講じられる等の国民健康保険税条例が一部改正されたこと、また医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律等により国民健康保険条例の一部改正を予定を説明。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので第 5 号案件の採択を求めるが、異議なしで原案のとおり承認される。

6) その他について事務局に意見を求める。

(事務局)

- ・本日追加した資料について、平成 21 年度国民健康保険税の現年度分と滞納繰越分の収納率表と県内他市の税率表、およびジェネリック医薬品の希望カードについて説明。

(委員)

- ・滞納に関する説明があったが、今回子供手当が支給される対象の中で滞納している家庭がどれ位あるのか。

(事務局)

- ・担当が資料を調べに行っている旨を説明。

議長が資料の来るあいだその他質問があるかを求める。

(委員)

- ・今北杜市の人口は県外から定年退職した人達の転入により増えている。それにより国保財政に与える影響は少なくないと思う。

(委員)

- ・毎月受診した際に薬の明細を貰うが、医療費の高騰を抑えようと啓発されている中で、同じ薬を貰うのであれば毎回同じ薬の明細の発行はどのようなものか。

(多数の委員より断る意思表示にて貰わなくて良いとの意見あり。)

(委員)

- ・運営協議会の予算が 20 万ほど増えているがどういう内容か？
- ・20 万増の比較は平成 21 年度決算と平成 22 年度予算を比べてのことだと思うが、平成 21 年度予算と比較すると決して増ではない。

ここで長坂委員の質問を調べた事務局が戻ったので議長が説明を求める。

(事務局)

- ・昨年の末の数字になるが、子供手当を受給対象の滞納世帯数は 95 世帯で、児童数は 141 名である。

(委員)

- ・それは税金を払えない家庭であるのか。

(事務局)

- ・定期的に分納している世帯もあるが、まったく納めていない世帯もある。納めていない世帯についての経済的余裕は把握できていない。分納している世帯は経済的に納期ごとの納入が出来ない理由なので余裕はないと思われる。

(委員)

- ・収納担当に聞くが、滞納者の対応はどのような感じなのか。

(収納課収納担当)

- ・4月に設置された収納課は市としても収納率を上げていこうと課長以下徴収員、臨時職員を含め15名体制で組織されている。設置後まず5月には非常に厳しい文面で催告書を一齐送付し、連絡がない滞納者へは差し押さえを実施した。これからは今までと違い積極的に差し押さえを行うが、調査をしていく中ではやはり支払いが厳しい者もいるが、粘り強く折衝し分納により滞納額を減らしていくことや、預貯金、資産等の厳しい調査を行っても支払い能力のない者は不能欠損の処理を行うなど滞納額が増加しない取り組みも行っていかななくてはならない。ただし、今の滞納者には預貯金が何百万もあっても納めない悪質的なものが多い、特にこのような場合は毎日のように差し押さえを行っている。歳出を抑えることももちろん必要だが、決められた歳入をあげていくことが大切なことだと考えている。

また、4月よりコンビニ収納を開始し365日、24時間税金を納めやすい環境を整え頑張っていきたいので期待していただきたい。

(委員)

- ・内容は理解できたが、それにしても事務局の収納率の見込みが93%では低い、最低でも95%位は見込んでもらいたい。

議長が事務局の努力に理解を求め、その他に意見を求めるが意見なし  
本日の案件が終了したことを述べて議事を閉じる。

## 5. 閉会のことば

(職務代理)

- ・慎重審議について感謝のお礼

時刻 午前11時56分